

平成30年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、本年度新たに「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間2018年度～2022年度）を策定し、

- ①死亡者数：2013年～2017年の5ヵ年間の総数を2018年から2022年の5ヵ年間に15%以上減少させる。（2018年は、99人以下）
- ②死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2018年は、14,559人以下）
- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

平成30年（9月末現在速報値）の労働災害発生状況は、死亡災害が57人（前年同期比－23人、－28.8%）と減少がみられているものの、死傷災害は10,318人（前年同期＋778人、＋8.2%）と大幅な増加となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、動作の反動無理な動作（腰痛）、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止により一層強力に取り組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成25年3月に厚生労働省から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）が公表されていることを踏まえ、荷役災害防止研修会の開催、個別サポート事業の実施等により、目下、その周知・普及に向け取り組んでいるところである。

また、平成30年9月21日付け基安発0921第1号により厚生労働省労働基準局安全衛生部長より当協会会長あて、「平成30年度下半期の労働災害防止対策の推進について」の要請があったところであり、同要請の記の1の（4）「陸上貨物運送事業」にかかる労働災害防止対策等及び記の2「業種横断的な対策」について、特に配慮する必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、この12月1日から来年1月31日までの2か月間を平成30年度年末・年始労働災害防止強調期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成30年12月1日（土）から平成31年1月31日（木）まで

3 スローガン

過労 ストレス SOS 告げる勇気と聞く器 みんなで作る健康職場
（平成30年度安全衛生標語 健康部門入選作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- （1）死傷災害の減少を図るため、同災害の約6割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、荷役ガイドラインを踏まえ、「荷役災害防止安全教育」を実施する等、荷役労働災害防止対策を推進する。
- （2）死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月改正）の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- （3）健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施や、ストレスチェック制度の実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施を推進する。
- （4）今年度増加傾向にある転倒災害について、特に冬場、積雪、路面の凍結による危険性が高まることから、厚生労働省の「今後の転倒災害防止対策の推進について」（平成28年1月13日付け基安発0113第5号）に基づき、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進する。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
- ・交通事故、労働災害防止大会

・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロール

・事業場を集めての安全衛生研修会、セミナー

・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 行政との連携、広報等
- ・都道府県労働局、全日本トラック協会並びに都道府県トラック協会等、関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。
- (3) 各種啓発資料（別紙「参考」参照）を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

9 会員事業場の実施事項

- (1) 職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に実施する。
- (2) 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- (3) 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- (4) 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- (5) 危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等を実施する。
- (6) 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

職場の安全衛生自主点検表（共通）

平成 30 年 11 月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目				
1 基本的な取組（リスクの低減）				
・安全衛生方針の表明（1 年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない	
・安全衛生目標の設定（同上）		☐ している	☐ していない	
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む）		☐ している	☐ していない	
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		☐ している	☐ していない	
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		☐ している	☐ していない	
2 安全衛生管理体制				
労働者 10～49 人		労働者 50 人以上		
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任(100 人以上)	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
	・安全管理者の選任（選任時研修修了）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
	・衛生管理者の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
	・産業医の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
	・安全衛生推進者の巡視	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・安全衛生対策等を話合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月 1 回以上）	☐ している	☐ していない	
3 安全衛生教育の実施状況				
・雇入れ時の教育		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・作業内容変更時の教育		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)		☐ している	☐ していない	
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・事故発生者に対する教育		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
4 健康管理				
・雇入れ時の健康診断		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・定期健康診断（年 1 回）		☐ している	☐ していない	
・深夜業従事者に対する健康診断（年 2 回）		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数）		☐ 月 45 時間以内	☐ 月 45 時間超～80 時間以内	☐ 月 80 時間超～100 時間以内
※ 休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間				☐ 月 100 時間超
・時間外・休日労働が 1 月当たり 100 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
・ストレスチェックの導入（50 人以上義務、50 人未満努力義務）		☐ している	☐ していない	
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		☐ している	☐ していない	☐ 該当なし

（注）荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策		
(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育		
・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 荷役災害防止の担当者の指名*	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 k g 以上）	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 荷役作業の危険予知訓練	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
(2) 荷役災害防止の措置		
・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)*	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。） ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 定期自主検査（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 危険作業従事資格者の配置（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 保護帽(墜落時保護用)	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 安全靴の使用	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
6 交通労働災害防止対策		
(1) 交通労働災害防止のための管理体制		
・ 運行管理者の選任	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
(2) 適正な労働時間		
・ 時間外労働及び休日労働に関する協定	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 拘束時間等（1 ヶ月 293h 以内 □）（1 日 13h 以内 □）（休息 8h 以上 □）（1 日の運転 9h 以内 □）（連続運転 4h 以内 □）		
(3) 走行管理等		
・ 走行計画の作成及び指示	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 走行経路の決定	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 点呼の実施	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
(4) 安全衛生教育、意識の高揚		
・ 交通危険予知訓練	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 運転適性診断	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	
・ 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他	☐ している ☐ していない ☐ 該当なし	

（注）＊印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関係する項目です。

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆる P D C A サイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているといえます。

（参考資料等） ・ 防災規程：第 10 条の 2 に記載されています。

・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）

・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）防災規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 防災規程：7 条。50 人以上はさらに第 4 条～6 条、10 条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重 1 トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 防災規程：第 11 条～12 条、16 条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成 27 年 12 月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 防災規程：第 79 条、82 条

・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、防災規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 防災規程：第 23～25 条、30～31 条、33～34 条、48 条、53 条、56 条、63 条

・ フォークリフトの安全 Q & A 5 0（陸災防図書 平成 24 年 3 月）

・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 防災規程：第 71 条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成 24 年 3 月）